平成２２年（フ）第１１４６号
兵庫県西宮市笠屋町23番８号
破産者　坂本美佐代
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６８号
兵庫県西宮市下大市東町34番24号
破産者　坂本　一博
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６９号
兵庫県西宮市下大市東町34番24号
破産者　坂本みち子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目33番５号　ミントベル３Ａ、前住所兵庫県尼崎市田能３丁目５番７―201号
破産者　槇田　裕一
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６号
兵庫県芦屋市若葉町２番１―211号
破産者　上松佐和子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目17番９号
破産者　江口　弘美（旧姓江頭）
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町８番17―102号
破産者　重本　清美（旧姓矢坂）
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県尼崎市次屋２丁目28番３号
破産者　橋田　里美
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県西宮市里中町１丁目１番19―201号
破産者　小林　正茂
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５２号
鳥取県鳥取市国府町町屋411番地48
破産者　小林　利広
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７５号
鳥取県鳥取市面影２丁目25番17号、住民票上の住所鳥取県鳥取市若葉台北２丁目11番４号
破産者　横山　　亮
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７号
鳥取県鳥取市田島563番地２　市住16号
破産者　玉那覇　文
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
鳥取県鳥取市興南町142番地１　大倉マンション102号
破産者　田村　繁明
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜121番地
破産者　山根　仁子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４１号
広島市安芸区船越南１丁目１番１―203号
破産者　品川　謙介
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１６号
広島市南区本浦町16番26号
破産者　村上美知子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０６号
広島県廿日市市大野3253番地10
破産者　濱村　繭美
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０号
広島県三原市東町２丁目４番22―301号
破産者　久吉恵美子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
広島県尾道市向島町13961番地４
破産者　半田　秀樹
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
広島県尾道市向島町5465番地７
破産者　兼　　大蔵
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
山口県下関市彦島迫町６丁目４番21―102号ファロスⅣ
破産者　岡田　裕美
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
山口県下関市小月宮の町９番29号
破産者　藤原　　茂
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第７号
福島市高野河原下16番地の11　ノバハイツ信夫ヶ丘205号
再生債務者　渡邉　恭志
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月23日から平成23年６月６日まで
福島地方裁判所

平成２３年（再イ）第３０号
千葉県野田市木間ケ瀬708番地11
再生債務者　小林比登司
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第３６号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番　８棟201号
再生債務者　藤田　政昭
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第４０号
千葉県流山市美田69番地の560
再生債務者　河辺　克己
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部